(下線部分は,改正部分)

現 行

(変電設備)

第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの<u>及び次条</u> <u>に掲げるもの</u>を除く。以下同じ。)の位置,構造及び管理は,次に掲げる 基準によらなければならない。

(1)~(10) (省略)

2.3 (省略)

(急速充電設備)

- 第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して,電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) その管体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床,壁,支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加

(変電設備)

第 13 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの\_\_\_\_\_\_ を除く。以下同じ。)の位置,構造及び管理は,次に掲げる 基準によらなければならない。

(1)~(10) (省略)

2.3 (省略)

54-

改 正 案 現 行

されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

- (7) 漏電,地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電, 地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的 に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を 検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずる こと。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、 急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる</u> こと。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄</u> 電池について次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常 を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
  - <u>イ</u> 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、 急速充電設備を自動的に停止させること。
- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油 ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか,急速充電設備の位置,構造及び管理の基準 については,前条第1項第2号,第5号,第8号及び第9号の規定を準用

改 正 案 現 行

する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第 14 条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(4) (省略)

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに<u>第13条第1項</u>の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たきロ」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置,構造及び管理の 基準については,第3条第1項第17号及び第18号の3,<u>第13条第1項</u> <u>第3号の2</u>及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の 規定を準用する。この場合において,第3条第1項第17号ウ中「たきロ」 とあるのは,「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式 内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のもの のうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚0.8 ミリメートル 以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管 理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第18条の3、 第13条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から 第4号までの規定を準用する

(1) · (2) (省略)

5 (省略)

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第 14 条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(4) (省略)

- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電 設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び 第18号の3並びに<u>前条第1項</u>の規定を準用する。この場合において、第 3条第1項第17号ウ中「たきロ」とあるのは、「内燃機関」と読み替える ものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置,構造及び管理の 基準については,第3条第1項第17号及び第18号の3,前条第1項第3 号の2 及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の 規定を準用する。この場合において,第3条第1項第17号ウ中「たきロ」 とあるのは,「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式 内燃機関を原動力とする発電設備であつて出力10キロワット未満のもの のうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板(板厚0.8 ミリメートル 以上のものに限る。)製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管 理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)及び第18条の3、 <u>前条第1項第7号</u> , 第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から 第4号までの規定を準用する

(1)・(2) (省略)

5 (省略)

## 急速充電設備と電気自動車の充電イメージ

